

区画編成基準との整理表

：基準に一致 ：一部，基準に不一致

基準項目	基準の概要	照合にあたっての参考事項	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	8区
人口規模	<p>既存の政令市を見ると、指定時には、1区あたりの人口規模はばらつきがあるものの、平均した人口規模は、概ね10万人から20万人程度となっている。</p> <p>人口規模が小さいと行政区の数が多くなり、行政の効率性が損なわれることが考えられるが、一方、分権型政令指定都市の実現を目指し、行政サービスの提供や住民との協働のまちづくりを考えると、小回りの利く人口規模が求められる。</p> <p>以上を考慮すると、人口規模は、10万人程度が適当であると考えられる。1区あたりの人口は地形・地物や歴史的沿革などから画一的に設定することは適当でないが、全区の平均としては概ね10万人とする。</p>	全区の平均： (101,121人)	77,858人	137,770人	179,645人	65,733人	76,314人	55,131人	158,698人	57,820人
地形、地物	明瞭な地形・地物は誰でもが認識しやすく、社会生活上の大きな分断要素であることから、これを区画線とすることを考慮する。	1区・4区・5区・6区で一部飛び地がある。								
面積	区の中心地まで遠いと感じられない距離（時間距離がバス・自転車で概ね30分）。	半径6kmの円が区域を概ね覆うか								
地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	市民との協働により、地域の個性や特性を生かしたまちづくりを進めるために、市町村の区域を越えて一体感を有する歴史的沿革や地縁的つながりを考慮する。鉄道・道路等の交通網や、土地利用の一体性など、地域の結びつきを考慮する。	各区で旧郡のつながりや市街地の連たん、郷のつながりなど、地域の結びつきが見られる。								
自治・町内会の区域	自治・町内会などの地域コミュニティや町字の区域を考慮する。	2区・3区で一部の町字の区域が分断されるが、他の区域は分断されない。		紫竹3・4丁目	紫竹3・4丁目					
学校区	小中学校の通学区域を分断しないよう考慮する。	2区・3区・7区で一部の中学校区が分断されるが、他の小中学校区は分断されない。		*東新潟中学校区を分断	*東新潟、関屋中学校、曾野木小学校、東曾野木小学校、曾野木中学校区を分断	*曾野木小学校、東曾野木小学校、曾野木中学校区を分断			*関屋中学校区を分断	
行政機関の所管区域の一致	郵便局・警察署等の所管区域、地域の土地利用、交通体系及び都市計画などの状況について考慮する。	警察署の所管区域と照合。		東・南警察署		南警察署		巻警察署	巻警察署	巻警察署
土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化		都市圏ビジョン発展軸との照合								
旧市町村の区域	<p>新市を構成する旧市町村は、そこに暮らす住民の日常生活における地域の一体感・帰属意識の源であり、これまで培ってきた伝統・文化・歴史の基礎的な枠組みとなっている。従って、旧新潟市を除く合併関係市町村については、旧市町村界を分断しないこととする。</p> <p>また、旧新潟市は人口規模からいって、旧市域をいくつかに分ける必要があるが、その場合には、支所・出張所の境界を基本的に区画線とするよう努める。</p>	<p>2区・3区・4区で一部、居住地区に影響はないものの、支所・出張所の境界を分断する箇所がある。</p> <p>8区で市町村界を分断する箇所がある。</p>			南地区事務所管内の一部（曾野木地区）を分断する。			中央地区を関屋堀割町で分断及び巻町を四ツ郷屋地区で分断	巻町を四ツ郷屋地区で分断	